

協議項目についての現状と通年議会導入後の対比表

	協議項目	現 状	通年議会導入後	備考(根拠、法令、懸案事項など)
1	定例会の回数と会期	年 4 回(3・6・9・12 月)で会期はそれぞれ約 1 ヶ月間	年 1 回で、会期は 1 年間 会期を決める議会(招集議会)の開催月は3月とし、その月に議会の役員改選を行う。(会期の始期は招集議会の日、終期は2月末とする)	招集回数条例 会議規則第 4 条 第5条・第6条・第7条 「東員町議会申し合わせ事項」4、定例会・臨時会の流れの項を改正する。
2	議会の 年間スケジュール	招集議会は各定例会月で年 4 回(町長) 定例会は年 4 回(3・6・9・12 月) 臨時会は随時(議会の役員改選等)	招集議会は3月の年 1 回(議長) 定例議会は年 4 回(3・6・9・12 月) 特別議会は随時(議会の役員改選等)	会議規則第 5 条
3	会議日程の決定時期	定例会毎に議運で日程を決定	招集議会時に議運で年間定例議会の日程を決定	会議規則第 5 条
4	開議のルール (招集、通知)	町長が定例会・臨時会を開く 3 日前に招集の告示をし、合わせて、議員への招集通知を行う。 なお、長は、議長又は議員定数 1/4 以上の者から請求があった場合は、20 日以内に臨時会を招集しなければならない。	議長が定例会(3月の招集議会)を開く 3 日前に招集の告示をし、合わせて、議員への招集通知を行う。 緊急を要する時はこの限りでない。 その後は、各議会を開く 3 日前に、議長から議員及び町長に開議日を通知する。 「時間的余裕がない事」を理由とする専決処分はできない。	会議規則第 5 条 ・地方自治法第 101 条第1項 ・地方自治法第 101 条第7項 ・ 〃 第 4 項 ・ 〃 第 5 項、第 6 項 地方自治法第 180 条 【参考データ】 東員町議会において過去 11 年中の専決処分の実施回数＝16回

5	開議のルール (臨時議会の開議請求)	議長又は議員定数の4分の1以上の議員から町長に対し、臨時会の招集を請求する。	町長は議長に対し、臨時議会の開議の請求を行えることとし、議長は請求後7日以内に本会議を開催するものとする。(議員も同様に、議員定数の4分の1以上の賛成があれば開議の請求を可能とする)	会議規則第6条
6	専決処分の取扱い (法第179条)	特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められる場合に、町長は専決処分を行うことができる。	原則、専決処分ができなくなる。 (法律の改正議案についても、定例会の会期を3月末までとすれば専決処分ができなくなる。)	
7	専決処分の取扱い (法第180条)	議会の権限に属する軽易な事項について、議会で指定を行うことで、町長は専決処分を行うことができる。(100万円以下の損害賠償請求和解事案等) 国等の法律改正に伴う町条例等の変更が主なもので予算等に伴う執行は少ない	原則、法第179条による専決処分ができなくなることも考慮し、行政執行の迅速性や合理性の観点から、指定専決処分の追加が必要な事項があれば検討する。	地方自治法第180条第1項における軽易な事項の取扱いの検討
8	一事不再議の取扱い	会議規則第15条で「議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない」としている。 年4回の議会ごとに請願等の提出が可能	1年間、一事不再議の規定が適用されることになるため、会議規則を改正し現状どおりの取扱いとする。(招集議会、定例議会) 条例改正し、現状どおりの取り扱いにする必要がある。	会議規則第15条
9	発言の取り消し又は訂正の取扱い	会議規則第64条で「発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる…」としている。	1年間、発言取り消し・訂正の規定が適用されることになるため、会議規則を改正し現状どおりの扱いとする。(招集議会、定例議会、臨時議会の各会議の期間中のみ適用に改める)	会議規則第64条

10	閉会中の継続審査	委員会は閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めた時は、その理由を付け、議長に申し出なければならない。	閉会中が無いため不要。	会議規則第 75 条
11	請願・陳情の提出時期	運用上のルールとして、議会運営委員会開催日の一週間前	現状通りの取り扱いとするため変更はない。	先例・実例
12	会議録の作成、議会だよりの発行	定例会(3・6・9・12月)の単位を基本としている。	定例議会(3・6・9・12月)の単位で行う。	先例・実例
13	議会の呼称	「令和○年○月東員町議会第○回定例(臨時)会とし、回数は通算している。	「令和○年東員町議会定例会」とし、回数の通算は行わない。また、各会議の呼称は「令和○年○月招集議会」「令和○年○月定例議会」「令和○年○月臨時議会」とする。	先例・実例
14	議事日程作成	—	現状通りの取り扱いとするため変更はない。	
15	一般質問の運用	—	現状通りの取り扱いとするため変更はない。	
16	議会の運営	定例会、臨時会の度に町長の招集手続きが必要のため、迅速な議会対応が難しい。	議長(議会)の判断により、いつでも議会主導で機動的、弾力的な議会運営が可能となる。	
17	議会委員会条例	第7条(委員の選任) 第7条3(委員の変更) 第12条(正副委員長の辞任)	年間通じ議長が指名することができる 年間通じ議長が変更することができる 年間通じ議長が許可することができる	閉会中がなくなるため「閉会中」の文章を削除する。(第7条、第7条3、第12条)
18	継続審査	委員会は閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認める時は、その理由をつけ、委員長から議長に申し出なければならない。	継続審査の扱いは必要ない。	議会会議規則 第 75 条

19	災害等緊急案件の処理	災害時等は行政側の行動に追従 その他は臨時議会等を開催して処理	自然災害時等迅速に対応が可能となる	大規模災害に及ぶと現場対応が優先され、議会が後回しになる可能性がある。 (例:東日本大震災)
20	住民の意見聴取	現状は議会報告会や議会だよりにて状況は逐次周知に努めている	議会制度の変更は住民の知る権利としても大切であり住民への説明責任に努める	導入の目的・目標・効果等の整理のため、説明会やパブリックコメントを実施し理解を求める(説明責任の観点)
21	委員会活動	届出(閉会中審査制度)により開催可能	随時開催し十分な審議時間が確保され議会運営の充実と活性化が図れる	
22	委員会活動の充実 (委員会審査にかけられる時間)	会期中に審議を終えられなかった案件、ある特定の委員会のテーマについて、本会議の議決により、委員会が議会閉会後も引き続き審査を行える(閉会中継続審査)があるが、あくまでも「閉会中」の期間においては、議長名で『調査権』を発動することができない。	『議会特別会議』(定例会の開会中に緊急に開く会議のこと)で、議長名で『調査権』が年中、発動できるようになる。	・自治法第 100 条 ・会議規則第 75 条
23	執行部、事務局の人員体制確保や運営ルールの整備	事務局も含め、現在の職員数で日常業務の執行は可能であると考えるが、現在の議会事務局職員として会計年度任用職員含む4人体制は業務過重と判断する。	全体的に行政職員の拘束時間の増加と、通年議会導入による実務量増が予想されることに対応するための職員増が見込まれるため、財政面の懸念はある。	・各種対応について、執行部との共通認識が必要である。 ・事務量増に対応するための職員増は、精華町の実績より。
24	議員活動の制限、負荷について	休会期間が多く自由闊達な議員活動が可能	議員の拘束時間が長期化し自己研鑽等の時間が制限	本人の意識及び努力次第で時間調整は可能

25	議案の提案	首長は、議決を経るべき事件について議案提出ができる。 議員は議員定数 1/12 以上の賛成を得て議案提出できる。ただし議員は予算についての議案提出権はない。 議会が設置する委員会も予算についての議案を除き、議案提出権を有する。	変わりなし。	・地方自治法第 149 条第 1 号 ・地方自治法第 112 条 第 1 項、第 2 項。 ・地方自治法第 112 条 第 1 項ただし書き ・地方自治法第 109 条第 6 項
26	「非常災害対策費・感染症予防費」(震災による罹災者救助の水害による道路橋梁の復旧の費用など・感染症予防及び感染症患者に対する医療など公共団体が緊急事態における経費)についての議決について	自治体の長には、特別拒否権として再議に付す義務が課されている。	「特に緊急を要するために議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとき」という専決処分の要件は適応されなくなる。	【要検討事項】 その一方で「町が議長に開議請求をした場合に、議会が一定期間中内に会議を開けない場合について、専決処分できることとするか、要検討。 【要検討事項】 「首長が議長に開議請求をした場合に、議会が一定期間内に会議を開くことができない場合について 今までどおり専決処分できることとするかについて、検討すべきである。